

中国における農民專業合作社の 到達点と課題

—— 農民專業合作社法施行後 10 年を経て ——

大 島 一 二

1. はじめに

中国農村において、2000 年代初頭に形成された農民專業合作社は、農村における協同組合組織である。農業経営、畜産経営等の農林水産業分野がその経営の主力であるが、近年ではグリーンツーリズム、工芸品製造、農産加工等、様々な分野への事業展開が進展している。

この農民專業合作社の法人格と経済・社会的機能、事業内容、ガバナンス等を法的に規定したのが「農民專業合作社法」（以下、合作社法とする）であり、2006 年 10 月に全人代常務委員会を通過し、2007 年 7 月に施行された。よって、今日では約 10 年の歴史を経たことになり、現在までの展開過程を振り返り、その役割と課題を検討するべき時期に至っていると考えられる。

この合作社法では、他国の協同組合法と同様に、加入・脱退の自由、民主的管理、利用高配当の原則、一人一票の原則等が規定されている。また、政府と農民專業合作社との関係については、政府は合作社の発展のために基本的に支持、指導を行うとしており、そのために必要な産業政策を実施するとされている。これら、合作社法で定められた原則が、現在どのような実態にあるのかも、重要な論点となるものと考えられる。

周知のように、中国農村における協同組合の発展過程は、その社会主義体制の展開のもとで、きわめて特殊な展開を遂げたということができよう。そ

キーワード：中国、農民專業合作社、農林水産業、農村金融

れは、いったん萌芽的に生まれた協同組合が、国家の社会主義改造の中に取り込まれ、1950年代末に人民公社という形で全国に普及したが、1970年代末には経済・社会的に大きく行き詰まり、その人民公社自体の解体により農村の協同組合もほぼ解消するに至った。そして、約20年の協同組合の空白期において、2000年代後半に、本稿で問題にしている農民專業合作社として、ふたたび新たな協同組合の発展が注目される状況が生まれているからである。その意味で、中国の協同組合発展の歴史の中で、新たに生まれた農民專業合作社がどのような特色を有しているのかについても、一つの注目点となると考えられる。

さらに、この2000年代後半に生まれた農民專業合作社は、現在の中国農村における諸問題（いわゆる「三農問題」に代表される、都市と農村の経済・社会格差、農業と商工業との経済格差、さらには相対的に停滞する農村経済の経済開発の課題等）に対処する一つの方途となっているとされるが、農民專業合作社が現在の中国農村で果たすべき具体的な役割と、直面する三農問題打開への方策とは何なのか、この点も重要な論点となると考えられる。

そこで本稿では、まず、この合作社法施行から10年を経た今日、農民專業合作社の現状と到達点、その直面する問題点、中国の農業・農村問題の解決に果たす役割を検討する。本稿でとくに注目しているのは、農民專業合作社の具体的な事例であり、各事例にみる農民專業合作社の特徴と直面する問題について明らかにしていく。

2. 農民專業合作社の展開と課題

(1) 農民專業合作社の展開

中国農業部農村合作经济管理総ステーションの統計によると、中国の農民專業合作社（ここでは工商登記管理機関に登録済みで、法人格を取得した合作社に限る）は、合作社法施行直後の2007年末にはわずか2.6万社余りであったが、2017年9月末で196.9万社に達した¹⁾。つまり2007年の合作社

1) 農民日報（2017）。

法施行後、1年にはほぼ20万社のペースで増加してきたことになる。同時に、加入する農家数も増加の一途をたどり、2007年末時点の農家組合員は1,000万戸弱であったが、2017年9月末には、中国の全農家戸数の半分以上となる1.4億戸余りに達した。このように、農民專業合作社は急速に中国農村に普及していることが理解できよう。

農村の行政村（村民委員会）の視点からみると、2007年末には23の行政村に1つの合作社が存在するにすぎなかったが、2017年9月末では、1行政村あたり3社が存在する計算となる。この視点からみても、農民專業合作社は中国農村に広く普及したと考えていいだろう。

また、中国農業部農村合作經濟管理總ステーションの統計によると、2007年末の業種は耕種農業（野菜、果樹、穀物等）、畜産業（養豚、採卵鶏、ブロイラー等）の合計で約7割を占めており、広義の農業生産部門が主であったが、近年では、広義の農業生産部門が中心的存在である点においては大きな変化はないものの、この分野に加えて、農業機械利用、農業栽培技術の普及、農産物加工、商業、流通業、家電販売、工芸品の製造販売、サービス業、グリーンツーリズム等の分野への進出も相次いでいる。また、本稿でも後に述べるように、政府方針と法規制の緩和により、農村で比較的需要の高い金融部門への参入を目指す農民專業合作社が生まれつつある。

報道等で伝えられている農民專業合作社の形成過程は、およそ以下の5類型に分けられる（韓俊（2007）参照）。

- ①技術普及協会が主体となったもの。
- ②農業技術普及ステーション等の政府機関、幹部が主体となったもの。
- ③供銷合作社が主体となったもの。
- ④「龍頭企業」（農村の中核企業）が主体となったもの²⁾。
- ⑤大規模農家、專業戸が主体となったもの。

2) この企業が創設した農民專業合作社とは、主に政府の補助金の獲得等、政策的優遇を目的としていると思われる。

(2) 農民專業合作社の役割

このように、中国農村の農民專業合作社は、農業生産局面、農産物の販売局面、農業技術の普及局面等において、零細分散した小農経済が主流である中国農村の現状を改革する新たな農民組織として、しだいに大きな位置を占めるに至っている。ここで現在の中国農業・農村において、農民專業合作社が果たすことが期待されている役割は以下のようにまとめられるだろう。

まず、第1に、現状では、中国の広範な農家は、自らが生産した農産物を販売する手段（出荷調製設備や輸送手段）を基本的にほとんど有しておらず、流通過程において中間商人の活動に依存しているのが実態である。こうしたなかで、利益の多くが中間商人に移転し、しばしば農民の利益は損なわれている。このため、農家の共同によって出荷・流通経費を合理化し、市場での販売力を強化し、利益を農家に還元する仕組みがもとめられているのである。

第2に、経済発展に伴い、市場ではますます高い品質の安全な農産物³⁾が求められているが、多くの農家が、これまで農業生産技術の指導・訓練を受ける十分な機会を得ておらず、一般農家の農業技術水準は長期にわたって停滞してきた。こうした状況の下で、農民の共同による技術の相互普及と、専従職員を配置できる組織による技術指導・普及システムの構築が、農民の生産技術の向上に不可欠であると考えられている。これは2000年代後半に顕在化した中国の食品安全問題への対処としても必要な措置であると考えられる。また、安全が確保された農薬、化学肥料等の農業生産資材の供給も大きな課題であり、この点でも農民專業合作社の果たす役割は大きいといえよう。

第3に、中国政府は中国共産党の重要会議である中国共産党第17期中央委員会第3回全体会議（いわゆる「第17期三中全会」、2008年）で、大規模農家育成のため農地利用権の流動化を推進する方針が明確に示された。これは従来までの農地流動化を「容認する」に留まっていた姿勢から、大きく

3) この点については大島一二（2007）を参照頂きたい。

推進に転換したものである⁴⁾。現実には、その後農地利用権の流動化が急速に拡大しているが、この流動化した農地の受け皿として、高効率の農業経営主体としての農民專業合作社の役割が期待されている。

第4に、後に詳述するが、農村経済における資金需要の拡大に伴って、将来的には農民專業合作社が金融事業を拡大し、これに応じることが期待されている。

このような要因を背景に、現在中国農村には農民專業合作社が次々に誕生しているが、その中で以下に調査結果を報告する農民專業合作社は、食料生産・供給の発展に寄与し、地域農業と経済の発展に努力を続けている農民專業合作社である。

3. 農民專業合作社の事例分析

(1) 全市をあげての食品安全生産システムの模索と農民專業合作社

—山東省安丘市の事例—

山東省安丘市では、全市をあげて食料の安全を確保する条例を制定し、そのなかで農民專業合作社に重要な役割を与えている。そこで以下では、現地調査を実施した安丘市の事例に基づいて検討する。

2002年以降、中国農村で実施されてきた食品輸出企業の自社農場生産方式は、システム的には、それ以前普遍的であった産地仲買人を介しての集荷方式（「仲買人仲介方式」）に比べて、農業生産・輸出会社による農薬管理の一元化が可能なることから、システム的に格段に優れたものであり、農産物・食品の安全確保の面において、その効果は高いと考えられる。また、このシステムに一筆毎の圃場管理システムを加えることによって、食品トレーサビリティにも対応可能なシステムでもある⁵⁾。

しかし、中国産食品における安全問題の頻発による日本側の輸入量の減少

4) この点については大島一二（2008）を参照頂きたい。

5) 現実には、前出の江蘇省のA社では野菜の生産・加工過程についてトレーサビリティシステムを導入している。詳しくは佐藤敦信・俞深湖・大島一二（2004）107～110ページ参照。

と、世界的な経済不況のもとで、中国の日本向け輸出量の減少が深刻となったこと、一方で農場開設にあたって多くの農地を借地によって集積しなければならず、地代負担が企業にとって過大となったことから、中国の農産物輸出企業は2007年前後から次第に経済的に苦しい状況に陥った⁶⁾。そこで中国政府と地方政府、さらに輸出企業が協力して、現在いくつかの地域で、新たな輸出用農産物生産システムの構築を進めている。

中国の産地が模索する新たな輸出用農産物生産システムの代表例の一つとして、山東省の「安丘モデル」があげられる⁷⁾。山東省安丘市は有力な日本向け輸出野菜産地の一つであり、とくに長ネギ、タマネギ、ブロッコリー等の大規模な輸出基地の圃場が広範に展開している。この市では、農産物の輸出が市の重要産業であることから、これを振興し、あわせて農産物・食品の安全を確保するために、全市をあげて「安丘市農産物安全条例」を制定した。この条例では、市全域において安全な農産物を生産する体制を構築するため、具体的に以下の3点の対策を、全市を対象に実施している。

1) 農民專業合作社を基本にした生産システムの改善

現在「安丘システム」では、生産基盤を、前述した企業農場システムから、徐々に前述した農民專業合作社とよばれる農民の協同組合組織による共同生産方式への転換を推進している。この転換の目的は、協同組合組織の優れた点を活用し、広範な農民に先進的な生産技術・農薬管理技術を普及し、国内向け農産物にたいしても輸出向けに匹敵する安全管理水準を確保するため、また、輸出企業の借地料負担を軽減するための2点である。転換により地代負担の軽減が可能なのは、協同組合生産方式はあくまで自作農が生産の主体となり、これまでの企業への有償での農地貸借が不要となるためであ

6) この残留農薬事件、餃子事件等による輸出企業の苦境と、対応については、坂爪浩史・朴紅・坂下明彦(2006)、菊地昌弥(2008)等に詳しい。

7) この部分は安丘市における現地調査結果、および山東出入境検疫検査局食品処・山東出入境検疫検査局認証処・濰坊出入境検疫検査局・安丘市人民政府編(2007)等を参考にした。

る。この転換を進める一方で、協同組合の構成員（農民）にたいする生産管理水準（とくに農薬管理水準）向上のための研修を強化している。

こうした農民專業合作社を基本とした新たな生産システムの実態を調査結果から紹介しよう。

「安丘市双贏果疏專業合作社」（安丘市景芝鎮東営村）は2009年1月に登記成立した。組合員202人、出資金総額は56万元、組合員の農地は約1200ムーである。この農民專業合作社はスイカと野菜を主に生産し、とくに組合員にたいする技術指導、協同組合教育等に力を入れている⁸⁾。この農民專業合作社は、安全で安価な農業資材の供給、統一販売、組合員教育を組合の活動の三つの柱としている。

また、「安丘市奥通大葱專業合作社」（安丘市新安街道滂洼村）は、とくに長ネギの生産に特化した合作社であり、これも2009年に登記成立した。組合員数86人、出資金総額20万元で、組合員の農地は約300ムーである。この農民專業合作社は安丘市の特産物である長ネギを主に生産し、とくに安全な生産システムの構築に力を入れている。

「安丘市富邦農副産品專業合作社」（安丘市柘山鎮祝家庄村）も2009年1月に登記成立した農民專業合作社である。組合員100人、組合員の農地は約500ムーである。この農民專業合作社は落花生と野菜を主に生産し、とくに落花生については、緑色食品、無公害食品の認証を取得し、東南アジア、ヨーロッパ、日本等の海外への輸出を積極的に行っているところに特徴がある。この農民專業合作社は、認証取得のために、安全な農業資材の供給に力を入れている。

安丘市では、こうした農民專業合作社が次々に形成されている。

2) 農薬販売・管理の一元化

農産物の安全を確保するのに、農民專業合作社や企業単位での農薬管理だけでは、それを完全なものとするのは難しい。とくに安丘市の場合、古く

8) すでに2009年の上半期だけで、のべ1200人が講習会に参加したという。

から大きな野菜産地であり、市内の農薬販売店もかなり数が多かったため、その中には劣悪な品質の農薬や販売禁止農薬を販売する小売店が後を絶たなかった。これに根本的に対処するため、市では農薬管理条例を制定し、原則として一般の民間小売店に農薬販売を許可せず、市直営の直営販売店が一元的に販売・管理する制度を導入した。これにより、各農民專業合作社・企業・農民が安全な農薬・化学肥料等を入手することがより容易となった。

3) 検査機械利用効率の向上

安丘市内には、検疫局・市政府の検査機関や各輸出企業に比較的多数の残留農薬検査機器が装備されているが、機関・企業の所在が市の中心部に地域的に偏在しており、企業の垣根もあって全体として利用率は低かった。市の関連部門はこの点に着目し、検査機器とオペレーターを機関・企業の枠をこえて登録・管理し、互いに融通する検査機器・オペレーター共同利用システムを開発し、市全体として検査の頻度を上げることに成功した。

これらの取り組みは、これまでの輸出企業を単位とした安全対策をより拡大し、農民專業合作社を基本に市全域を対象とすることから、最終的には国内向け農産物全般の安全対策をも視野に入れたものである。また、企業農場制を徐々に協同組合方式の生産に切り替えようとするのは、輸出量減少に対応した輸出企業の借地料コストの削減のための方策ともいえる。しかし、様々な改革も、肝心の輸出農産物の安全管理にゆるみが発生しては元も子もない。よって、今後安丘市に代表される中国の産地は、安全管理に万全の注意を払いつつ、より広範囲を対象にした、また、より低コストの安全に配慮した生産システムを構築していくという困難な道を歩むことになるのである。しかし、その取り組みはすでに開始されている。

(2) 農業技術の普及と農民專業合作社

—山東省乳山市の事例—

山東省の第二の事例は、山東半島東部乳山市の乳山金橋花生專業合作社の

事例である。この專業合作社では、主な生産物としては落花生とリンゴを扱っているが、この專業合作社の最大の注目点は新たな農業技術の普及を広範囲の農民にたいして実施していることである。これまでに受講した農民はのべ30万人に及ぶというからその規模は大きい。

この專業合作社の成り立ちは以下の通りである。現理事長の宋吉濤氏は農村の幹部として1990年代から農業技術の普及を推進してきたが、2000年以降これに専念するために村幹部を辞し農民技術協会を組織し、農民教育と技術普及に専念した。そして、2007年に農民專業合作社法が公布されると、いち早く協会を乳山金橋花生專業合作社に再編し、とくに落花生の生産技術の普及につとめた。こうして、協会時代から合計して、受講者数のべ30万人という指導実績をあげたのである。

乳山金橋花生專業合作社では、農民の受講時には受講料を徴収せず、品質が優れ、安全な肥料や農薬を紹介し、農家への販売を仲介する時に若干の手数料を徴収することで、これを合作社の収入としているという。

すでにふれたように、中国農村では改革・開放政策実施以降、公的な農業技術普及体制が大きく遅滞している。このなかで、民間の農民專業合作社がそれに替わる役割を果たし、多くの現地の農民の好評を得ている事実は、農民專業合作社の技術普及面での存在意義を示すと共に、合作社が食品安全の確保においても一定の役割を果たしうると示しているといえる。

(3) 企業向け原料産地から農民專業合作社の成立へ

—山東省萊州市の事例—

山東省の第三の事例は、萊州市馭道鎮の東周大姜專業合作社の事例である。前述したように、農民專業合作社は2007年の法整備によって正式に誕生したものであるから、その歴史は浅いものである。それ以前は農村においては農業・食品企業が農産物加工、販売、輸出に大きな力を有しており、基本的にそうした構造が現在まで継続している。しかし、それらの企業は基本的には資本の論理に基づいて利潤を追求していることから、農家の利益と企

業の利益がしばしば対立することとなる。こうして、一連の生産・加工・販売過程において企業の関与が強い作目では、農民は自らの利益を最大化するため、農民專業合作社を組織し、企業の傘下から離脱しようとする動きが各地で加速している。

今回の山東省の調査においても、こうした事例はしばしばみうけられた。ここでとりあげる萊州市馱道鎮東周大姜專業合作社はその典型的な事例の一つである。

萊州市馱道鎮一帯は古くから生姜の生産が盛んで、とくに東周村を中心とする周辺5村では生姜の作付けが2万ムー（1333.3ha）と広大で、年間に生姜を28万トン生産している。また、この馱道鎮の生姜は品質がよく、水資源や土壌条件に恵まれるなど生産環境も良好である。しかし、鎮内に有力な生姜加工企業、商人もいないため、山東省内の萊蕪市の大型食品加工企業へ販売し、収益を得てきた。

ところが、原料基地の位置づけでは、価格交渉力も乏しく、また個別農家と企業の交渉方法では農家の所得は容易に上がらない。そこで東周村では村政府をあげて農民專業合作社を2008年に組織し（中心人物は李崇喜合作社理事長兼村共産党支部書記）、綠色食品の認証申請を行い、ブランド形成を計画する一方、新たな販売先の開拓に努めている。現在青島市の民間企業や日本生協連の事務所と連絡を取り、販売交渉中である。

このように、企業の傘下から自立し、綠色食品の認証を一つの方途とした自らのブランドを形成し、農民の利益と食品の安全を守るのも農民專業合作社の重要な目的といえるだろう。

(4) 有機ジャガイモ生産による地域おこしと農民專業合作社

—内モンゴル自治区武川県の事例—

内モンゴル自治区武川県は、自治区都の呼和浩特市内から北へ約43kmの距離にある。県の人口は17万人、うち農業人口14万人。農家のほとんどが雑穀とジャガイモ生産農家である。武川県は標高1500メートルの高地に位

置し、年間降水量 300 ミリメートル程度、無霜期も年間 120 日程度と限られているため、年一作を余儀なくされている。耕地面積は 230 万ムー（15.3 万 ha）で、農民一人あたり耕地は 16.4 ムー（1.1 ha）と中国の標準的な面積と比較するとかなり大規模であるが、前述した気候条件の制約（とりわけ降水量と無霜期の制約）により生産性は低い⁹⁾。主要な農産物はジャガイモの他、小麦、燕麦、大麦、菜種、豆類、ソバ、アワ等と、雑穀類が主であり、収益性も低いのが現状である。従来は雑穀生産が中心で農業が振るわないう状態が長く継続してきた。このように農業が振るわないう状態が長く継続してきた結果、国家級貧困県の指定を受けており、長年貧困問題に悩まされている。

しかし、ここ数年農民專業合作社を中心に取り組んでいる有機ジャガイモの生産が好調で、また、呼和浩特市内からの道路が近年整備されたことから、県外¹⁰⁾へのジャガイモ販売も容易になるなど、農民所得も向上している。このように、武川県では有機ジャガイモによって地域おこしが始まっている。

武川県のジャガイモの作付面積は 80 万ムー（5.3 万 ha）で、年産は 70～80 万トンに達する。武川県のジャガイモ生産の歴史は長いが、厳しい気候条件の影響により長く収量は停滞してきた。1985 年前後から徐々に生産振興が計られ、とくに 1995 年以降県政府の支援もあって大量に市場に出回るようになった。1995 年当時の生産量は 30～40 万トンであったことから、生産量は 10 年余ではほぼ倍増している。

武川県では、武川県川宝綠色農産品有限責任公司（2005 年 8 月成立）が母体となり、王喜貴理事長の下で武川県農豊馬鈴薯專業合作社（所在地：武川県哈楽鎮和泉村）が 2008 年 8 月に成立した。公司与農民專業合作社の分

9) 農地の約 8 割は天水依存で、基本的に降雨に頼る農業であるが、近年干ばつが頻発しており、生産性は著しく低い。現在灌漑面積は 10% 程度である。しかし、こうした乾燥冷涼な気候は、灌水用の灌漑施設さえあれば、有機ジャガイモの生産には好適であるという。

10) 販売先は主に北京市等の中国国内であるが、近年、一部はウランバートルにも輸出されているという。

業体制は、会社が商標登録管理・販売・資金調達を行い、農民專業合作社が技術指導・サービス・農民研修・種子・肥料供給等を担当している。

現在の組合員数は800戸であり、1戸あたり平均60～70ムーのジャガイモを栽培している。このうち有機ジャガイモ生産に従事している農家は現在300戸（栽培面積約5000ムー）で、すべて山間地に展開し、有機肥料を使用している。現在のところ、農家管理と指導が容易でないので、やみくもに組合員の数を増やすことはせず、農民專業合作社製品の品質向上・ブランドの浸透¹¹⁾に力を入れることを中心に進めているという。武川県の乾燥冷涼な気候は病虫害の発生を押さえることが容易で、灌漑施設さえ整えば、有機ジャガイモの栽培にはむしろ好適な地域であるという。

合作社によるジャガイモの販売好調もあり、武川県の2008年の農民一人あたり純収入は3834元と前年より24.5%も増加したという。今後は区政府の補助金等で灌漑施設の整備を進め、ジャガイモ生産の安定を図る計画であるという。この武川県の農民專業合作社の事例は、たんに農民專業合作社による農業生産振興の一例であるにとどまらず、今後成功すれば貧困地域の開発、安全な有機ジャガイモの供給など、地域経済に多くのメリットと波及効果を有していると考えられる。

(5) 農民專業合作社の農村金融における役割

中国農村では、人民公社解体以降（主に1985年以降）、新たに生まれた民間金融合作組織は、「農村合作基金会」、「互助蓄金会」、「農村經濟服務公司」など様々であった。こうした新たな金融合作組織の運用資金の原資は、1982年前後まで存続していた人民公社、生産大隊、生産小隊などの集団公益金の残額であった¹²⁾。当時この残金はほとんど銀行預金の形で1980年代前半の人民公社解体以降も残っていたが、1988年以降の、金融引締め政策の実施

11) いったんブランドが形成されると、偽物問題が発生する。武川県でも有機ジャガイモの人気が高まって以降、偽物が販売されているという。

12) 吳強編（1990）88ページ。

により発生した郷鎮企業、個人企業などの資金調達難問題に対応するため、農家間での協議を経て、この残金を銀行から引き出し、それを原資に「農村合作基金会」・「互助蓄基金会」・「農村經濟服務公司」など名称をもつ、専門的な資金管理組織が新たに組織されたという経緯をもっている。

こうした組織の運営は、郷・鎮・村などの農村行政機関および農民自治組織に委託され、しだいに農家や郷鎮企業を対象に預金貸出業務を専門的に行う地域經濟組織に成長していった。1985年江蘇省農村の統計によると、全省の10%の農村郷鎮において融資や預金業務などが行われていたという。この合作基金組織は1987年以降、農村金融制度改革の一つのモデルとして全国で推進され、1991年には全国1.8万の郷鎮でこの金融組織が作られ、全国郷鎮総数の33%を占めたという。さらに、村レベルにおいては、12万の合作基金組織が作られ、全国村総数の16%を占めたとされる。また、こうした合作基金組織の預金規模は、1988年に56.6億元であったが、1989年には67.1億元、1991年には107.3億元にも達し、年平均23.1億元の高い伸び率を見せている。1992年には、農村社会への貸出金額も130億元に達していたという。

このような預金額、貸付額の急増は、当時の中国農村において、農村の旺盛な資金需要に農村合作基金会が適切に応じてきたことを示しているといえよう。1990年代には農村合作基金会は、すでに農業銀行、信用合作社について、第三番目に大きい農村金融組織に成長した。このように、「農村合作基金会」は、1990年前後の農村資金不足問題の緩和には大きな意義があったが、一方、問題点も指摘されている。

その問題の一つは、この金融組織の運営主体と管理主体が、多くの場合農村の地方政府であるため、この結果、もとの民間資金としての「合作性（協同組合的）」、「民間性」的な基本性格がしばしば失われることになった点である。さらにこうした郷鎮政府による直接管理介入は、しだいにこの「農村合作基金会」を一種の政府金融組織に近いものに変えさせ、その融資活動もある意味では地方行政のコントロールのもとにおこうとする動向も発生し

た。

こうして、本来の合作金融的性格が失われる事態がしばしば発生した。また、こうした「農村合作基金会」の地方行政金融としての運営特徴は、客観的にも地方経済における融資規模の膨張と投資の過熱化という地方経済の独走を促しやすく、乱脈融資や不良債権の増大などのさまざまな問題を惹起している。

こうした問題を背景に、1990年代後半に至ると、農村合作基金会の発展は、大きな問題に直面した。つまり、1990年代前半には、中央政府は全国的に金融管理を強化する中で、非国有の民間金融組織の再編を実施したのである。農村合作基金会もその対象となり、1991年1月、全国各地すべての基金会が一挙に閉鎖される事態に至った。この一斉閉鎖の背景には、大きくなりすぎた民間金融組織と、公的な金融組織との摩擦（民間金融組織への資金流入による公的金融機関からの資金流失）、一部の農村合作基金会の乱脈経営などが理由としてあげられているが、詳細な状況は現在でも不明点が多い。

こののち、農村の民間金融組においては大きな空白が生まれた。その後、農村合作基金会解散から15年余りが経過し、新たな民間の金融組織として注目されているのは、本稿で検討している農民專業合作社の金融機能である。

これは、中国農村の民間金融市場においては、長期にわたって基本的に資金供給が恒常的に需要を下回っており、融資条件等で柔軟な対応が可能な民間金融組織が常に求められているからである。

こうした状況を背景に、近年、中国農村では、この農民專業合作社の金融分野への参入を認めるか否かという課題が浮上している。2010年前後までは、中国政府は上述の農村合作基金会の教訓から農民專業合作社の金融分野への参入に否定的であったが、農村の経済発展（三農問題の緩和）のために、農村の資金需要に応えるため、徐々に規制を緩和する方向に転換しつつある。

こうした転換がまず示されたのは、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（「第18期三中全会」）である。ここでは、大きな方針として、「合作社が信用事業を行うことを許可する」とのみ、示されたにすぎなかったが¹³⁾、その後の2014年「1号文件」（当該年の最初に出される政府文書）では、農民專業合作社が金融事業を実施する際の基準として、「組合員制と対外不開放原則を堅持し、対外組織・個人との預金、貸付を実施しない」との原則が示された¹⁴⁾。その後、徐々に規制は緩和され、翌2015年の「1号文件」では、「積極的に新型農村協同組合金融の有効なルートを開拓し、農民專業合作社内部の互助資金融通についての試験実施を推進する」と開放の幅が拡大し、さらに翌々2016年「1号文件」では、「試験実施の範囲を拡大し、リスク対応メカニズムを健全化し、地方政府の監督責任を確実なものとする」と、農民專業合作社の金融分野への参入はすでに既定路線となりつつある。

この試験的実施のモデル事例として、2015年1月には山東省で、2015年8月には湖南省で、2016年8月には安徽省で農民專業合作社の金融機能について試験的な実施が開始された。もっとも早期に実施した山東省の事例では、2016年末には残高1.38億元、貸出額2397万元に達したという。農民專業合作社の金融事業への参入は、いまだ開始されたばかりで、その効果と課題については不明点が多いが、今後注目される動向である。

4. まとめにかえて

ここまでみてきたように、中国農村の協同組合は、中華人民共和国成立後70年間の歩みの中で、大きく翻弄されてきたとって過言ではないだろう。しかし、2000年代後半に生まれてきた農民專業合作社による新しい取り組みは、本稿でも述べてきたように、各地で活発に展開されている。本稿でとりあげた農民專業合作社の事例では、いまだ取り組みが開始されてから長く

13) 張承恵・潘光偉編（2017）173ページ。

14) 張承恵・潘光偉編（2017）173ページ。

ても10年程度の時間しか経過していないが、農民の所得向上や地域の経済発展にとって、さらには食品の安全確保において、いくつかの興味深い取り組みを開始している。また、3の最後で述べたように、農村の新たな金融組織としての役割も果たしつつある。

しかし、いうまでもなく、農民專業合作社が本当に今後も長い期間において持続可能な組織であるのか否か、農民專業合作社は本当に食品の安全を確保していけるのか、農地流動の受け皿としての役割を良好に果たしているのか、農村金融において有効な役割を発揮できるのか、などの課題については、いくつかの疑問点が残ることも事実であり、この点については、筆者自身が今後さらに中国の農村で調査活動を継続していかなければならないと考えている。

<日本語文献>

- 王家熙・大島一二（2018）「中国における農業共同組織の展開と課題」『桃山学院大学経済経営論集』59(4), 181~196 ページ, 桃山学院大学。
- 大島一二（2007）「農産物貿易にみる東アジアの相互関係 ―貿易の拡大と「連携」の必要性―」『農業経済研究』79(2), 日本農業経済学会。
- 大島一二（2008）「第8章 農業」『中国総覧2007~2008年版』ぎょうせい。
- 大島一二（2016）「中国における農村金融市場の展開と課題」『桃山学院大学経済経営論集』58(1), 1~20 ページ, 桃山学院大学
- 菊地昌弥（2008）『冷凍野菜の開発輸入とマーケティング戦略』農林統計協会。
- 季増民・大島一二（2005）「中国の食品輸出企業における農場制の導入と農地集積 ―江蘇省常熟市A社の事例を中心に―」『農村研究』101, 東京農業大学農業経済学会。
- 倪瑩・紀慧潔・小野雅之（2018）「中国における農民專業合作社による消費地卸売市場での販売の実態と意義：山東省・萊西市のニンジン合作社を事例として」『農業市場研究』27(2), 51~57 ページ, 日本農業市場学会。
- 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦（2006）『中国野菜企業の輸出戦略 ―残留農薬事件の衝撃と克服過程―』筑波書房。
- 佐藤敦信・俞深湖・大島一二（2004）「中国の野菜輸出企業における品質管理システ

- ムの構築—江蘇省冷凍食品企業A社の事例—『農業市場研究』13(2), 107~110 ページ, 日本農業市場学会。
- 陳奥飛・金成学・藤科智海 (2018)「中国プロイラー産業における農民專業合作社の役割」『農村經濟研究』35(2), 84~95 ページ, 東北農業經濟学会
- 程明・森高正博・福田晋 (2017)「中国農民專業合作社における構成員間の異質性に関する研究の動向と展望」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』72(1), 1~12 ページ, 九州大学大学院農学研究院。

<中国語文献>

- 陳小帆編 (2004)『出口蔬菜安全質量保証実用手冊』中国農業出版社。
- 韓俊 (2007a)『中国食品安全報告 2007』社会科学文献出版社。
- 韓俊 (2007b)『中国農民專業合作社調査』上海遠東出版社。
- 国家統計局農村社会經濟調査司 (2008)『中国農村統計年鑑 2008』中国統計出版社。
- 農民日報 (2017)「農民合作社發展邁向新徵程」『農民日報—中国農業新聞網』2017 年 12 月 26 日。
- 山東出入境檢驗檢疫局食品処・山東出入境檢驗檢疫局認証処・濰坊出入境檢驗檢疫局・安丘市人民政府編 (2007)『面向出口的食品農產品質量安全区域化管理體系建設及實施』。
- 魏益民・劉為軍・潘家榮 (2008)『中国食品安全控制研究』科学出版社。
- 吳強編 (1990)『中国農村金融發展和改革』中国財政經濟出版社。
- 張利国 (2006)『安全認証食品産業發展研究』中国農業出版社。
- 張承恵・潘光偉編 (2017)『中国農村金融發展報告 2016』中国發展出版社。
- 中国社会科学院農村發展研究所・国家統計局農村社会經濟調査司 (2008)『中国農村經濟形勢分析与予測 (2007~2008)』社会科学文献出版社。
- 中華人民共和国農業部 (2006)『中国農產品貿易發展報告 2006』中国農業出版社。
- 中華人民共和国農業部 (2008)『中国農產品貿易發展報告 2008』中国農業出版社。

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2019 年 2 月 5 日受理)

Achievements and Challenges of
Farmers' Professional Cooperatives in China
— 10 Years after Enforcement of Law of the People's Republic of
China on Farmers' Professional Cooperatives —

OSHIMA Kazutsugu

Farmers' Professional Cooperatives, born in the early 2000's in rural China, is a cooperative organization in rural areas. The mainstay of its management is in agriculture, forestry and fisheries industries such as livestock management, but in recent years business development has progressed in various fields such as green tourism, craft manufacturing, and agro processing.

The law of the Farmers' Professional Cooperatives' legal personality, economic and social functions, business content, governance, etc. is defined as Law of the People's Republic of China on Farmers' Professional Cooperatives. This law passed the Standing Committee of the National People's Congress in October 2006 and entered into force in July 2007. Therefore, today it has been about 10 years of history. It is thought that it is now time to look back on the development process up to the present and to examine its role and issues.

In this paper, I described what features the newly born Farmers' Professional Cooperatives have.

Farmers' Professional Cooperatives is one way to address the current problems in rural China.

In this paper, Farmers' Professional Cooperatives described the specific role that should be played in rural China today.